

安芸高田市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

安芸高田市長 藤本 悦志

安芸高田市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

安芸高田市職員の旅費に関する条例(平成 16 年条例第 46 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 条 (略) (定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第 1 条 (略) (定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 及び(2) (略)

(3) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員_____又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(4) 家族 職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

(5) (略)

(6) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和 27 年法律第 239 号)第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であつて、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第 8 項において同じ。)を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第 3 条 (略)

2 から 4 まで (略)

5 第 1 項、第 2 項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6 第 1 項、第 2 項及び前 2 項の規定により旅費の支給を受けることができる者_____が、次条第 3 項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。同項及び同条第 4 項並びに第 5 条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額_____のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中_____天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概

(1) 及び(2) (略)

(3) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。

(4) 扶養親族 職員の配偶者(届出をしないが_____事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(5) (略)

(6) 在勤地 _____ 安芸高田市内の地域をいう

(旅費の支給)

第 3 条 (略)

2 から 4 まで (略)

5 第 1 項、第 2 項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。)が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更され、若しくは取り消され_____、又は死亡した場合において_____、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額_____で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第 1 項、第 2 項及び第 4 項_____の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概

<p>算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の<u>範囲内において規則で定める金額</u>を旅費として支給することができる。</p>	<p>算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の<u>範囲内で</u> _____ 規則で定める金額を旅費として支給することができる。</p>
<p>8 <u>第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 6 項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u></p>	
<p>(旅行命令等)</p>	<p>(旅行命令等)</p>
<p>第 4 条 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令又は旅行依頼(以下この条及び次条において「旅行命令等」という。)によって行わなければならない。</p>	<p>第 4 条 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令等 _____ によって行わなければならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第 1 項若しくは第 2 項の規定による旅行者の申請に基づき、<u>その変更を</u>することができる。</p>	<p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更 _____ する必要があると認める場合 _____ には、自ら又は次条第 1 項若しくは第 2 項の規定による旅行者の申請に基づき、<u>これを変更</u>することができる。</p>
<p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには _____、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知して行わなければならない。ただし、旅行命令簿に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、<u>この限りでない</u> _____。この場合において、旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をしなければならない。</p>	<p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない _____。ただし、これを提示する _____ いとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すことができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。</p>
<p>5 前項の規定にかかわらず、旅行命令権者は、旅行命令等に係る旅行が旅費の支出を伴わないものであるときは、旅行命令簿等の記載又は記録を省略することができる。</p>	<p>5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、規則で定める _____。</p>
<p>(旅行命令等に従わない旅行) 第 5 条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により</p>	<p>(旅行命令等に従わない旅行) 第 5 条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により</p>

旅行命令等(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 及び 3 (略)

(旅費の計算、種目及び内容)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次項で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

2 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括

旅行命令等(前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 及び 3 (略)

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。

10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

12 日額旅費は、旅行のうち第22条に規定する旅行について、第1項の普通旅費に代えて旅費として支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、これらの内容については、この条例及び規則の定めるところによる。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第9条 1日の旅行において、日当又は宿泊料(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。)について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料の額による。

第10条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができな

(旅費の請求手続)

第11条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書

い方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 5 項において同じ。)を含む。以下この条において同じ。)に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払をする者(以下「支払担当者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 及び 3 (略)

4 支払担当者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第 2 項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第 1 項の請求書又は添付書類が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。)をもって提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は添付書類の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は添付書類を提出したものとみなす。

7 第 1 項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項又は記録事項、第 2 項及び第 3 項に規定する期間並びに第 4 項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

(鉄道賃)

第 8 条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正 10 年法律第 76 号)第 1 条第 1 項に規定する軌道をいう。次項及び第 11 条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第 2 号から第 6 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額

に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払をする者(以下「支払担当者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費額の必要が明らかにされなかった部分の金額の支払を受けることができない。

2 及び 3 (略)

4 第 1 項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに第 2 項及び前項に規定する期間は、規則で定める。

(鉄道賃)

第 12 条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下本条において「運賃」という。)、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による

の合計額とする。

(1) _____ 運賃

(2) 急行料金 _____

(3) 寝台料金 _____

(4) 座席指定料金 _____

(5) 特別車両料金

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第 9 条 船賃 _____ は、船舶(海上運送法(昭和 24 年法律第 187 号)第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶をいう。次項及び第 11 条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第 2 号から第 5 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃 _____

_____。

(1) その乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

(3) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第 1 号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金(急行列車を運行する線路による旅行で片道 100 キロメートル以上のもの場合は急行列車に係る特別車両料金とし、その他の場合は普通列車に係る特別車両料金とする。)

(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第 1 号に規定する運賃、第 2 号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

2 前項第 2 号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給することができる。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道 100 キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道 40 キロメートル以上のもの

3 第 1 項第 4 号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道 100 キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給することができる。

(船賃)

第 13 条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。)、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による

(1) 運賃の等級を 3 階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃

<p>(2) _____ 寝台料金</p> <p>(3) 座席指定料金</p> <p>(4) _____ 特別船室料金</p> <p>(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用</p>	<p>(2) 運賃の等級を 2 階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃</p> <p>(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</p> <p>(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前 3 号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</p> <p>(5) 第 3 号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金</p> <p>(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金</p>
<p>2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする</p> <p>_____。</p>	<p>2 前項第 1 号又は第 2 号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に 2 以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。</p>
<p>(航空賃)</p> <p>第10条 航空賃_____は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機をいう。次項及び次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃</p> <p>(2) 座席指定料金</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる費用に付随する費用</p>	<p>(航空賃)</p> <p>第14条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃とする</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____。</p>
<p>2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。</p> <p>(その他の交通費)</p> <p>第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲</p>	<p>(車賃_____)</p> <p>第15条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする</p> <p>_____</p>

<p>げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</p>	
<p>(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃</p>	
<p>(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃</p>	
<p>(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用</p>	
<p>(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用</p>	
<p>2 前項第3号に定める移動に直接要する費用のうち、職員が任命権者の承認を受けて当該職員の所有等する自家用自動車(以下「自家用車」という。)により旅行する場合の移動に直接要する費用は、次項により計算した路程に、1キロメートルにつき規則で定める額を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第10条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する</p>
<p>3 前項の路程は、当該旅行につき自家用車により旅行した全路程を通算して計算することとし、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p>	<p>3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる</p>
	<p>(日当)</p>
	<p>第16条 日当の額は、別表第1の定額による。</p>
	<p>2 広島市安佐北区(白木町、可部)、三次市(旧三次市、作木町、三和町)、東広島市(豊栄町、福富町)、山県郡北広島町(旧千代田町、旧大朝町)、島根県邑南町(旧瑞穂町、旧羽須美村)の地域への旅行の場合には、前項の規定にかかわらず、日当は支給しない。</p>
	<p>3 消防職員が災害活動等で管外出勤したときは、その定額の3分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を支給するものとし、支給方法は規則で定める。</p>

<p>(宿泊費)</p>	<p>4 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道 4 キロメートル、水路 2 キロメートルをもってそれぞれ陸路 1 キロメートルとみなして、第 2 項の規定を適用する。</p>
<p>第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</p>	<p>(宿泊料)</p> <p>第17条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表第1の定額による</p> <p>_____。</p> <p>_____。</p> <p>2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。</p>
<p>(包括宿泊費)</p>	
<p>第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</p>	
<p>(宿泊手当)</p>	
<p>第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。</p>	<p>(食卓料)</p> <p>第18条 食卓料の額は、別表第1の定額による。</p> <p>2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り、支給する。</p>
<p>(転居費)</p>	<p>(移転料)</p> <p>第19条 移転料の額は、次に規定する額による</p> <p>_____。</p> <p>_____。</p> <p>_____。</p>
<p>第15条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第17条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して、規則で定める方法により算定される額とする。</p>	

	<p>(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額</p> <p>(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</p> <p>(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)</p> <p>2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。</p> <p>3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。</p>
<p>(着後滞在費)</p> <p>第16条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。</p>	<p>(着後手当)</p> <p>第20条 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額による。</p>
<p>(家族移転費)</p> <p>第17条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第8条から第11条までの規定による交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額</p>	<p>(扶養親族移転料)</p> <p>第21条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。</p> <p>(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命じられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額</p> <p>ア 12歳以上のものについては、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額</p> <p>イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額</p>

	<p>ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者1人ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。</p> <p>エ ウに規定する場合を除くほか、第19条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行についての規定に準じて計算した額。ただし、ウの規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任についてウの規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることができない。</p>
<p>(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額</p> <p>2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。</p>	<p>2 前項第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命じられた日における扶養親族とみなして、前2項の規定を適用する。</p>
	<p>(日額旅費)</p> <p>第22条 第6条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて市長が指定するものとする。</p> <p>(1) 測量、調査、土木営繕工事、巡視その他これらに類する目的のための旅行</p> <p>(2) 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行</p> <p>(3) 前2号に掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張</p> <p>2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、市長が定める。ただし、その</p>

	<p>額は、当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。</p> <p>(在勤地内旅行の旅費)</p> <p>第23条 在勤地内における旅行については、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費を支給する。</p> <p>(1) 公共交通機関を利用する必要がある場合は、これに要する実費</p> <p>(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表第1の宿泊料定額の範囲内の実費額の宿泊料</p>
<p>(退職者等の旅費)</p> <p>第18条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。</p>	<p>(退職者等の旅費)</p> <p>第24条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。</p> <p>(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費</p> <p>ア 退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費</p> <p>イ 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3か月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費</p> <p>(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費</p>
<p>2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。</p> <p>3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。</p>	
<p>(遺族の旅費)</p> <p>第19条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。</p>	<p>(遺族の旅費)</p> <p>第25条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。</p>

<p>(その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合の旅費)</p> <p>第20条 <u>第3条第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が市長に協議して定めるものとする。</u></p> <p>(旅費の支給額の上限)</p> <p>第21条 <u>鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号並びに第11条第1項各号及び第2項に掲げる各費用について、当該各条及び第6条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p> <p>2 <u>宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)に係る旅費の支給額は、当該各種目について第12条、第13条、第15条、第16条及び第17条第1項並びに第6条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p> <p>(外国旅行の旅費)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(旅費の調整)</p>	<p>(1) <u>職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費</u></p> <p>(2) <u>職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費</u></p> <p>2 <u>遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第5号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。</u></p> <p>3 <u>第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第21条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命じられた日」とあるのは「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(外国旅行の旅費)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>(旅費の調整)</p>
---	---

第23条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他____旅行における特別の事情により又は____旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 (略)

(旅費の特例)

第24条 (略)

(旅費の返納)

第25条 市長又は予算の執行について市長の委任を受けた者若しくは機関(以下「収支等命令者」という。)は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、収支等命令者は、前項に規定する返納に代えて、当該収支等命令者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第26条 (略)

第27条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 (略)

(旅費の特例)

第28条 (略)

(委任)

第29条 (略)

別表第1(第16条、第17条、第18条、第20条、第23条関係)

日当、宿泊料及び食卓料

日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料(1夜につき)
	甲地方	乙地方	
円 1,100	円 10,900	円 9,800	円 2,200

備考 宿泊料の欄中「甲地方」及び「乙地方」とは、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和 25 年法律第 114 号)別表第 1 の 1 備考欄に規定する甲地方及び乙地方をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

別表第 2(第 19 条関係)

移転料

鉄道 50 キロメ ートル 未満	鉄道 50 キロメ ートル 以上 10 0 キロ メート ル未満	鉄道 10 キロ メートル 以上 300 キロ メート ル未満	鉄道 30 キロ メートル 以上 500 キロ メート ル未満	鉄道 50 キロ メートル 以上 1,000 キロメ ートル 未満	鉄道 1, 000 キ ロメー トル以 上 1,50 0 キロ メート ル未満	鉄道 1, 500 キ ロメー トル以 上 2,00 0 キロ メート ル未満	鉄道 2,0 00 キロ メート ル以上
円	円	円	円	円	円	円	円
107,000	123,000	152,000	187,000	248,000	261,000	279,000	324,000

備考 路程の計算については、水路及び陸路 4 分の 1 キロメートルをもって鉄道 1 キロメートルとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の安芸高田市職員の旅費に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第 3 条第 5 項の規定により旅費の支給を決定する旅行及び新条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の安芸高田市職員の旅費に関する条例(以下「旧条例」という。)第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行(以下「旧条例による旅行」という。)については、なお従前の例による。ただし、旧条例による旅行で、かつ、施行日以後に新条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が新条例第 4 条第 3 項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新

条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 前項に規定するもののほか、新条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。